山梨県自殺対策に関する条例(仮称)骨子

前文

・　本県は、富士山、八ヶ岳、南アルプスなどの山々、緑あふれる森林、白く輝く清らかな水、身近な里山など豊かな自然に恵まれ、県民及び本県を訪れる人々は、その恩恵を享受しながら、良好で快適な生活を営んでいますが、その一方で、自殺が多発する場所を抱えていることもあり、本県の自殺死亡率は、全国的にみて、極めて深刻な状況にあります。

・　国の自殺総合対策大綱では、「自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題」としていることから、これまで、県、国、市町村、自殺対策関係団体等が連携して自殺対策に取り組んできました。

・　今後も、県民及び本県を訪れる一人ひとりに自殺による悲劇、また、その家族及び周りの人々に悲しみや生活上の困難をもたらすことがないよう、さらに社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

・　こうしたことから、県民から負託を受け、二元代表制の一翼を担う県議会は、ここに、将来にわたって誰も自殺に追い込まれることのない、安全で安心して生きることができる社会の実現を目指し、この条例を制定します。

1　目的

・　自殺対策基本法の趣旨を踏まえ、自殺対策の実施に関し、基本理念を定め、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、県の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、県が、国、市町村及び県民等と一体となって自殺対策を総合的かつ計画的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、全ての県民が明るく希望に満ち安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2　定義

・　自殺者の親族等
　次の方をいいます。
　(イ)　自殺者の親族
　(ロ)　自殺未遂者の親族
　(ハ)　その他自殺者又は自殺未遂者と社会生活において密接な関係を有す

る者

・　自殺対策関係団体等

自殺の原因となり得る問題の解決ための支援又自殺対策に関する活動を行う民間団体、医療機関、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体その他の関係者をいいます。

・　県民等

県民、事業主及び自殺対策関係団体等をいいます。

３　基本理念

・　自殺対策は、全ての人がかけがいのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、生きることを包括的に支援することを旨として実施されること。

・　自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されること。

・　自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有することを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにすること。

・　自殺対策は、施策の対象の特性に応じて、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の対応(自殺者の親族等に係る対応を含む。）の各段階を捉えた効果的な施策として実施されること。

・　自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されること。

・　自殺対策は、県、国、市町村及び県民等の相互の密接な連携及び協力の下に実施されること。

４　県等の責務

〇県の責務

・　基本理念にのっとり、自殺対策を総合的・計画的に策定し、実施します。

・　自殺対策の策定､実施に当たっては、国、市町村、県民等と連携して取り組みます。

○県民の責務

・　基本理念にのっとり、自殺対策に関心と理解を深めるよう努めるとともに、自殺対策に関する活動を自主的に行うよう努めます。
・　自ら心の健康の保持のための取組を積極的に行うよう努めます。
・　県が実施する自殺対策に協力するよう努めます。

○事業主の責務

・　基本理念にのっとり、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努めます。
・　県が実施する自殺対策に協力するよう努めます。

○自殺対策関係団体等の責務

・　基本理念にのっとり、ぞれぞれの活動内容の特性に応じて自殺対策に取り組むよう努めるとともに、自殺対策関係団体等相互間の連携を図るよう努めます。
・　県が実施する自殺対策に協力するよう努めます。

５　名誉及び生活の平穏への配慮等

○名誉及び生活の平穏への配慮

・　自殺対策の実施に当たっては、自殺者、自殺未遂者、自殺者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにします。

○自殺対策計画

・　知事は、自殺対策計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じます。
・　知事は、自殺対策計画を定めたときは、直ちに公表します。
・　上記は、自殺対策計画の変更について準用します。
・　知事は、毎年、自殺対策計画に基づく自殺対策の実施状況を取りまとめ、公表します。
・　知事は、自殺対策計画に基づく自殺対策に関する検証及びその成果の活用を図るために必要な体制の整備を行います。

○財政上の措置

・　県は、自殺対策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めま

す。

６　自殺対策に関する施策等

基本的施策

○県民の理解の増進

・　県は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する県民の理解を深めるとともに、自殺対策が社会全体で推進されるよう必要な施策を講じます。

○自殺対策関係団体等の活動の支援

・　県は、自殺対策関係団体等が行う自殺対策に関する活動を支援するために必要な施策を講じます。

○山梨いのちの日

・　自殺対策の重要性を認識し、自殺対策に関する気運を醸成するため、山梨いのちの日を定めます。
・　山梨いのちの日は、３月１日とします。
・　県は、１点目の趣旨を踏まえ、山梨いのちの日から１月間、自殺対策に関する関心と理解を深め、自殺対策に関する活動を促す取組を集中的に行います。

○調査研究の推進等

・　県は、自殺対策の総合的・計画的な実施に資するため、自殺の実態、自殺対策の実施の状況等についての調査研究、検証、その成果を活用するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理、分析、提供を行います。
・　県は、調査研究の推進に当たっては、国との連携の下に行います。

○自殺の多発している場所における自殺対策の推進

・　県は、国、市町村及び自殺対策関係団体等と連携して、自殺の多発している場所において自殺のおそれがある者の発見、保護その他の自殺対策を推進するよう努めます。

自殺対策に関する体制の整備等

○人材の確保等

・　県は、大学及び自殺対策関係団体等との連携及び協力を図りつつ、自殺対策に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講じます。

○心の健康の保持に係る教育及び啓発等

・　県は、職域、学校、地域等における県民の心の健康の保持に係る教育・啓発の推進、相談体制の整備、研修の機会の確保等の必要な施策を講じます。
・　県は、市町村、学校、県民等と連携を図りながら、児童・生徒に対する命の大切さを実感できる教育・啓発、困難な事態への対処に資する教育・啓発その他の児童・生徒の心の健康の保持に係る教育・啓発を促進します。

○医療提供体制の整備

・　県は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期、適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神科医の診療を受けやすい環境の整備、適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害・疾病の初期の段階の診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医と地域で自殺対策に係る活動を行う心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講じます。

○自殺発生回避のための体制の整備等

・　県は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談など自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講じます。

自殺未遂者等の支援等

○自殺未遂者等の支援

・　県は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者及びその親族その他の自殺未遂者と社会生活において密接な関係を有する者の適切な支援を行うために必要な施策を講じます。

○自殺者の親族等の支援

・　県は、自殺又は自殺未遂が自殺者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩

和されるよう、自殺者の親族等の適切な支援を行うために必要な施策を講じます。